

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	母子保健法による保健指導等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千代田区は、母子保健法に依る保健指導等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

総合健診システムへの外部者のアクセスを防止するため、ユーザ認証(ユーザID、生体認証)によるアクセス制限を行っている。また、内部者(システム管理等の受託者を含む。)の不正操作を防止するため、操作者ごとの権限管理や操作履歴(アクセスログ)の記録等を行っている。万一の不正操作があった場合も想定し、アクセスログをチェックし、早期発見、被害の拡大防止に迅速に対応できるようにしている。当該システムのサーバーは、入退室管理するサーバー室内においてラックに施錠した上で管理している。

評価実施機関名

千代田区長

公表日

令和6年11月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法による保健指導等に関する事務
②事務の概要	・母子保健法により、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることについての勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の給付に要する費用の徴収に関する事務
③システムの名称	総合健診システム(健康かるて)、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
「対象者名簿」「受付名簿」「参加者名簿」	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の49項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二の69の2,70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3,第39条 【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二の26,56の2,69の2,87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19,30,38の3,39及び44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保健サービス課
②所属長の役職名	保健サービス課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒102-0073 千代田区九段北1-2-14 千代田保健所 保健サービス課 保健サービス係 Tel. 6380-8552
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒102-0073 千代田区九段北1-2-14 千代田保健所 保健サービス課 保健サービス係 Tel. 6380-8552

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務事業	母子保健法に定めのある保健指導や新生児の訪問指導等について、個人情報ファイルを基に対象者を抽出し、業務を実施。業務完了後、記録の入力を行う。	・母子保健法により、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う ①保健指導の実施又は保健指導を受けることについての勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊婦の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の給付に要する費用の徴収に関する事務		
平成29年5月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の49項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の49項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事前	
平成29年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 西山裕之	健康推進課長 渡部ゆう	事後	人事異動に伴う修正
平成29年5月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会・提供とも】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二の70項	【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二の70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条 【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二の26.56の2、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19.30.39及び44条	事前	
平成29年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 時点	平成27年2月1日	平成29年5月1日		見直しによる時点変更
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 渡部ゆう	健康推進課長		人事異動に伴う修正
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	千代田区政策経営部総務課 文書・法規担当	千代田区政策経営部総務課 法規担当		組織変更に伴う修正
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 時点	平成29年5月1日	平成31年4月1日		見直しによる時点変更
令和2年4月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二の70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条 【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二の26.56の2、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19.30.39及び44条	【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二の69の2.70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3.第39条 【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二の26.56の2.69の2.87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19.30.38の3.39及び44条		
令和5年11月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務事業	④妊婦の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務	④妊婦の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務	事後	見直しによる文言の修正
令和5年11月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区政策経営部総務課 法規担当 Tel. 5211-4138	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区政策経営部情報システム課 情報セキュリティ担当 Tel. 5211-4146	事後	組織変更に伴う修正
令和5年11月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒102-0073 千代田区九段北1-2-14 千代田保健所 健康推進課 保健予防係 Tel. 5211-8174	〒102-0073 千代田区九段北1-2-14 千代田保健所 健康推進課 保健予防係 Tel. 6380-8552	事後	組織変更に伴う修正
令和6年11月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 保健福祉部健康推進課 ②所属長の役職名 健康推進課長	①部署 保健福祉部保健サービス課 ②所属長の役職名 保健サービス課長	事後	組織変更に伴う修正
令和6年11月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒102-0073 千代田区九段北1-2-14 千代田保健所 健康推進課 保健予防係 Tel. 6380-8552	〒102-0073 千代田区九段北1-2-14 千代田保健所 保健サービス課 保健サービス係 Tel. 6380-8552	事後	組織変更に伴う修正
令和6年11月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区政策経営部情報システム課 情報セキュリティ担当 Tel. 5211-4146	〒102-0073 千代田区九段北1-2-14 千代田保健所 保健サービス課 保健サービス係 Tel. 6380-8552	事後	見直しによる修正